

○草津市男女共同参画研修参加補助金交付要綱

平成22年4月1日

告示第76号

改正 平成24年4月13日告示第84号

平成25年5月1日告示第126号

平成28年5月25日告示第164号

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進活動についての視野を広げ、指導者の資質の向上および育成に努めるため、国内において開催される男女共同参画事業に参加を希望する者に対し、予算の範囲内において、草津市男女共同参画研修参加補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした日本女性会議または国、独立行政法人国立女性教育会館その他の公的機関が主催する研修会であって市が指定するものへの参加とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、男女共同参画事業に関心があり、市内でその成果を積極的に生かし得ると認められるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住、通勤または通学する者
- (2) 市内で活動する団体
- (3) 市内で事業を営む者

(補助金の額)

第4条 補助対象経費は、参加負担金、交通費および宿泊料とする。ただし、交通費および宿泊料は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）第2条第1項第3号に規定する職員の例により算定した額を上限とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が1万円を超える

場合にあつては1万円)とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、1年度に1回までとし、通算で3回までとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、男女共同参画研修参加計画書(別記様式第1号)とする。

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助金等実績報告書の添付書類は、男女共同参画研修参加報告書(別記様式第2号)とし、その提出期限は、事業完了後1月以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年4月13日告示第84号)

この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

付 則(平成25年5月1日告示第126号)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則(平成28年5月25日告示第164号)

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

男女共同参画研修参加計画書

研修の名称	
研修場所	
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修参加の動機 または目的	

様式第2号(第6条関係)

男女共同参画研修参加報告書

研修の名称	
研修概要	
今回の研修に参加 しての感想	

別記様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）